



平成30年度

おかやま入居支援センター

活動報告書

認定特定非営利活動法人  
おかやま入居支援センター

# 設立からの10年を振り返って

認定特定非営利活動法人 おかやま入居支援センター

理事長 井上 雅雄

## 設立・入居支援ネットワークの誕生

おかやま入居支援センターは、平成15年2月にスタートした岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会（以下「ネット懇」）という多職種の専門職ネットワークを母体としています。平成20年6月、岡山県精神保健福祉センターの所長であった医師からの依頼で、精神科病院に長期入院している患者の地域移行のための賃貸保証システムの検討を始めたことからスタートしました。

この検討の過程で、精神障がい者のアパート入居を支援していた不動産仲介者と出会い、同年10月29日、ネット懇の有志とともに設立総会を行い、平成21年3月16日に設立登記が完了しNPO法人となりました。

調査・検討の結果、地域移行を阻んでいるのは、連帯保証人や賃貸保証業者が見つけれないことだけでなく、貸主や不動産仲介業者の不安や偏見から借りられる物件が少ないこと、また長期入院で退院意欲や生活力が低下していることが大きく影響していることが分かりました。

おかやま入居支援センターが設立した平成21年当時、岡山では専門職のゆるやかな協働関係が成立し、複数の専門職が関与する形での成年後見制度の活用（法人後見）も進んでいました。虐待などの困難ケースについては、行政と医療・福祉専門職だけでなく法律家を含めたケース会議を開き、みんなで協議して支援するという取組が始まりつつありました。

その中で、支援対象者を中心に関与している行政機関や介護・福祉機関だけでなく不動産仲介・財産管理者・当法人を含めた入居支援ネットワークを構成し、当法人が必要に応じて連帯保証人や緊急連絡先になることによって、貸主側にも本人にも安心感を与え、みんなで地域生活を見守っていく仕組を構築しました。

この仕組で支援できるのは、精神障がい者に限らないこともあり、高齢者・障がい者を支援対象者（以下利用者）としてスタートしました。

## 支援の流れ

- ①入居支援ネットワークを構築するためには個人情報の利用に同意していただく必要があります。利用者には支援の仕組を理解してもらった上で個人情報の利用に同意していただきます。入居支援ネットワークを構築するため、利用申込の際、支援者の同行をお願いすることにしています。同行できる支援者がいない場合には「高齢者・障がい者なんでも相談会」（月1回開催）において、当法人の取組を知っている相談者と話し合い、同行してもらうようお願いしています。
- ②入居支援申込に際して、申込書裏面に本人のイニシャルと関係機関の連絡先を記載していただきます。個人名を伏してフェイスシートにも記載していただきます。個人情報に記載されていない申込書裏面とフェイスシートの情報と、事務局が聞き取りした情報を整理します。
- ③毎月1回の理事会（理事の一部による運営委員会）で、入居支援の検討を行い、支援決定をします。案件ごとに担当理事を決定します。入居支援の決定と、保証支援の決定は、別々に行っています。保証支援を決定する場合、財産管理や孤立防止のために、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用や、敷金の増額や、一定期間ごとの電話連絡などの条件をお願いすることもあります。
- ④支援決定になると、協力会員になっていただきます。協力会員の会費は、年額1口5000円です。当初は一律





的かつ横断的な知識を求められます。支援者養成が急務と思われます。 ▶P12参照

### 3 居場所（行き場）と話し相手

アパートに入居できたとしても、その後の生活が孤立せず安定して充実したものになるためには、居場所が必要と判明しました。そこで、事務所の一角をサロンとして開放しました。毎日、同じ人がくるようになり、その人の障がい特性から他人に対する暴言があるため、他の人が寄り付かなくなりました。また、その人は、話し相手がほしくて、仕事中の事務員に話しかけてくるため、事務が停滞しました。やむをえず、サロンを閉鎖し、事務所への出入りを週1回に制限しました。その代わりに、別の行き場を紹介しました。その人は、複数の場所に入出入りできるようになり、話し相手も増え、徐々に安定してきています。

サロンの失敗から、次の居場所作りの取組には慎重になっていましたが、昨今、子ども食堂や地域食堂の取組が広がり、行き場が増えてきており、居住支援団体のネットワークを作り、各団体と協力関係をもつようにして、行き場の提供を行っていました。

平成29年末、岡山市内中心部の古民家空き家を改修するので、公益的に活用してほしいというありがたい申出を受け、赤い羽根福祉基金を活用させていただいて、関係機関と運営委員会を作り、運営ルールを定め、所有者に改修していただき、平成31年1月「みんなが集まる博士の家」を開所しました。本格的な運用は、これからですが、会員制による様々な形での公益的活用による行き場の一つにしていきたいと考えています。

住宅は社会的共通資本であるという考えが再浮上しています。地域の居場所、セミプライベート、セミパブリックな機能の受け皿として空き家を活用することの実践です。 ▶P13参照



「みんなが集まる博士の家」

### 4 孤立防止

複数の支援者や仲間が関与して入居支援ネットワークが形成・維持できる案件は孤立することはありませんが、支援者も仲間もない案件や、病状の悪化などで支援を拒否して引きこもる案件などは、孤立リスクが高まります。

また、以下の人々も孤立リスクがあります。

- 身寄りのない元気な独居高齢者（高齢者のみ世帯）の転居や施設入所
- 被災者の転居
- 引きこもり



- 身寄りのない若年の一人親世帯
- 依存症などで治療と支援を中断して引きこもった人

元気な高齢者の場合や、引きこもりがちな方の場合、定期的な連絡を支援決定の条件とさせていただき、連絡がなかったり変化があったりすれば、訪問して対応するようにしています。関連団体に連絡して、支援者に加わってもらうことも行っています。

病状の悪化により引きこもる人は、もっともリスクが高く、アルコール依存症の40歳代の男性が孤立死した案件が2件ありました。母親が施設入所した後、引きこもり傾向のある男性が孤立死していた案件もありました。

居住支援では、必要に応じて支援者のネットワークを構築していくことだけでなく、それを維持し、変化に応じて構築し直していくことが必要です。その意味で、双方向で繋がる仕組が求められています。おかやま入居支援センターは、リスク案件を洗い出して、電話や往復はがきによる見守りと定期的な訪問を行っていますが、双方向で常時繋がる仕組とはいえません。

お互いに心配し合うような関係性をもった仲間（身寄り）をもつことができれば、お互いに見守ることにより孤立を防止できます。今年度、赤い羽根福祉基金を活用させていただいてIT活用による相互見守りの検討を開始しました。▶P12参照

## 5 困難事例への対応

重度かつ慢性と診断された長期入院、重複障がい、虐待などの成育歴、犯罪歴、反社会勢力との関係、窃盗症、他害行為、自傷行為などのため、住居確保が非常に困難な人や、集団生活が困難で家族にも頼れない未成年者や、若年の一人親世帯など、一般の賃貸物件を借りることが不可能に近い人でも居場所を確保できるようにするため、本人に近寄っていくアプローチと、これまでにない居住環境と生活環境を用意する必要性を痛感しました。

おかやま入居支援センターは、平成30年度、地域移行支援に特化した相談支援事業所を開設し、困難事例に寄り添っていく取組を始めました。また、赤い羽根福祉基金の助成を受けて建築士の協力をえて共同住居確保モデル事業を行い、老老介護用住宅など居住環境の提案を行いました。▶P13参照

## 6 賃貸保証について

おかやま入居支援センターは、賃貸保証業者の保証を受けられなかった方の賃貸保証人になる等の方法で入居を支援しています。上述した孤立死案件や、家賃の未払いが生じた案件などで保証人の責任が求められることがあります。1件の保証事故で1年間の会費収入全額が必要となることもあります。これまでの取組や、全国調査により、支援ネットワークが構築されて見守りが行われている案件は、体調の変化などに早期対応できるので保証リスクは低いことが実証されてきました。他の居住支援法人の中には、賃貸保証業者と提携して見守り支援に特化しようとしている団体もあります。損害保険会社と提携して孤立死や原状回復のリスクを軽減している団体もあります。

おかやま入居支援センターは、各地の取組を参考にして保証リスクを軽減しながら、全国の仲間と協力して、賃貸保証人に求められてきた機能や役割を分析して、既存の社会システムをフル活用して、保証人に頼らなくても、貸主も借主も安心できる社会システムの構築を目指したいと考えています。

## 7 公営住宅の保証人問題

都道府県、市区町村の公営住宅についても、条例で保証人が要求されています。同一行政区域内に居住している住民税課税世帯の2名の個人を保証人として要求している条例もあります。このような条例は、核家族化している現在にそぐわず、本当に必要としている人を排除するものです。

おかやま入居支援センターは、公営住宅の保証人問題を提起し、平成24年4月、岡山県と岡山市において、法人として保証人になれるように条例改正を実現しました。



近年、団塊世代の高齢化に伴い、老朽化したアパートから公営住宅に転居される方が増加し、おかやま入居支援センターが公営住宅の保証人になるケースが増加しています。居住支援や孤立防止という意味ではよいことなのですが、財政基盤の弱いNPOがボランティア的に行政機関の債権を保証するという矛盾も生じており、ことあるごとに提言していました。

今般、民法改正に伴い、平成32年4月までに賃貸保証人についての条例や規則の改正が必要になりました。岡山市は、いち早く、条例を改正し、保証人を不要と規定しました。

住宅セーフティネットの最後の砦という公営住宅の役割のためにも、岡山市のように保証人を不要とする条例改正が全国に拡大するよう全国の仲間とともに運動を続けたいと考えています。

保証人不要の条例改正をした岡山市においても、保証人のかわりに緊急連絡先を要求しており、単身入居の場合には身元引受人2名を要求しています。公営住宅においても、保証人に求められていた役割を分析し、安心できる社会システム作りが必要とされています。おかやま入居支援センターは、全国の仲間とともにこの課題に取り組んでいきたいと考えています。

岡山市住宅管理センターのホームページ

## ⑧ 借借人の行方不明・死亡時の問題（直後の事務・賃貸借契約・残置物）

借借人が行方不明になった場合、賃貸借契約の解約と残置物の処理を誰が行うかという課題があります。部屋を明け渡さないと賃料がかかり続けます。法的には、裁判所に不在者財産管理人を選任してもらい、手続きを行う必要があります。

借借人が死亡した場合、賃貸借契約は相続され、残置物も相続されます。ご遺体をどうするか手続きは誰が行うのかなどの死後事務の問題もあります。部屋を明け渡さないと賃料がかかり続けます。原状回復費用や損害賠償の問題が生じることもあります。相続人が判明していない場合、法的には、相続人を探さないと手続きができないので、相続人搜索のために、裁判所に相続財産管理人を選任してもらい、手続きを行うことになります。

おかやま入居支援センターは、親族と疎遠な借借人が死亡した案件で、相続財産管理人選任申立を行い、



正式に対応して、問題点を明らかにしました。

・おかやま入居支援センターは、他のNPOと協力して死後事務対応の仕組みを検討しており、全国の仲間とともに、賃貸借契約内容の改訂・死後事務委任契約の改訂などの検討を行い、提案を行っています。▶P12参照

## ⑨居住支援運営費用（人件費など）

法人を運営し、居住支援を継続していくためには、事務局と支援活動者が必要です。設立当初3年間、緊急雇用対策の予算を活用させていただいて、1年ごとに事務局が交代する形で運営をしていました。支援活動は、担当理事のボランティア精神に頼っていました。

支援数が増加するにつれて、担当理事による無償の支援活動は、機能しにくくなりました。その結果、支援活動も事務局にお願いせざるを得なくなり、事務局兼支援担当者を継続雇用する必要が生じました。

さまざまな助成金を活用させていただきながら、本来的な居住支援とは別の事業での経済的自立を目指して、専門職理事・高齢者・障がい者の協力を得て、就労支援A型作業所・障害者グループホームなどを企画しましたが、諸事情で実現できませんでした。別事業は、その事業の必要性から取り組み、独立採算を目指すべきことであり、居住支援の人件費を賄うために別事業に取り組むというのは筋違いなのではないかと思いついています。

おかやま入居支援センターは、高齢者・障がい者・被虐待者・刑余者・被災者のアパート入居の支援と入居後の見守りを行ってきました。

おかやま入居支援センターが行っている居住支援は、支援ネットワークによるものであり、直接支援は限定的ですが、支援対象者がいる以上、最低限の人員は必要です。

居住支援の必要性や重要性が認識されてきている現在、居住支援の方法や効果を検証して安定的に実施できる制度作りを全国居住支援ネットワークの仲間と共に目指していきたいと考えています。

▶P14参照

## 全国状況

平成27年度、当法人が呼びかけて、全国各地の居住支援団体との協議を始めました。居住支援のあり方について提言を行いました。

平成28年度からは、赤い羽根福祉基金の助成をいだいで徐々に参加団体が増加し、居住支援に関する全国的なネットワークが広がりました。平成29年2月、居住支援全国ネットワークが設立されました。個人毎に入居支援ネットワークを構築して支援していることが当法人の特徴であり、ネットワーク関係者を通じた間接的な見守りの有効性が確認され、居住支援全国ネットワークが作成した居住支援の定義にも導入されました。

平成29年度は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が改正され、「居住支援法人」が法定され、「居住支援」の文言と有効性と必要性が公的に認められた「居住支援元年」と言えるほどの大きな転換点となりました。平成29年11月、居住支援全国ネットワークは、一般社団法人になりました。

平成30年度、全国各地で多くの団体が居住支援法人の指定を受けることになりました。しかし、どのような活動をすべきなのかについて先進事例を紹介してほしいとの話が多く、赤い



居住支援全国ネットワーク会議  
2018年12月16日 高知市

羽根福祉基金も活用させていただいて、各地に赴いて、居住支援を普及啓発する活動を行いました。

居住支援法人の指定を受けた団体の取組はさまざまであり、「居住支援」の本質や社会経済的効果などに関する議論や検証はこれからという段階です。▶P14参照

## 全国との関係とおかやま入居支援センターの今後

---

おかやま入居支援センターは、赤い羽根福祉基金の助成を受けて、入居支援ネットワーク構築による支援を継続しながら、必要に応じて直接的見守り支援を手厚くして、これから全国で行われるべき居住支援のあり方のモデルを実証しつつ、全国各地（札幌・沖縄・福井・名古屋）でこのモデルを紹介しました。▶P15参照

平成31年3月16日、おかやま入居支援センターは、設立から10年を迎えました。この間、330名を超える支援申込みを受け、現在も120名程度の入居者の支援を継続しています。

これまでは助成金に頼る運営でした。居住支援元年を迎え、全国各地の団体の活動を参考にして、赤い羽根福祉基金を活用させていただき運営を安定化させるための活動を開始しました。サブリースを見据えた「共同住居モデル事業」・赤い羽根福祉基金で雇用した福祉専門職の資格を活用して相談支援事業所の開設・全国視察による支援の多角化などです。

上述した課題について、着実に取り組みつつ、「博士の家」を活用して楽しい企画を実施して、支援する側・される側という垣根をとっばらって、「みんなでやろう」という想いで楽しく明るい地域づくりに邁進したいと思います。

平成31年度は、居住支援の灯を消さないために重要な年になります。今後とも宜しくお願いします。

以上  
平成31年3月24日





# 支援ネットワークによる入居支援事業

## 申込内訳(平成30年4月～平成31年2月)

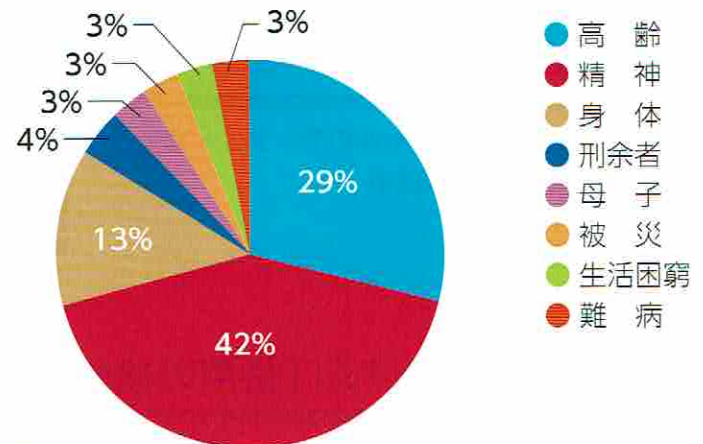
平成30年度は、23名の方からの新規の支援申込を受け付けました。問い合わせ、相談のみは含みません。

### 審議の結果・状況

- 新規申込件数……23件
- 保証支援決定実数……12件(うち保証会社の緊急連絡先2件)
- 物件確保支援……2件(うち保証支援不要1件)
- 交渉支援……2件
- 他の支援につなぐ……2件
- 取り下げ……1件
- 不承認、保留……2件
- 支援決定後停滞……3件

【表①】申込者分類内訳

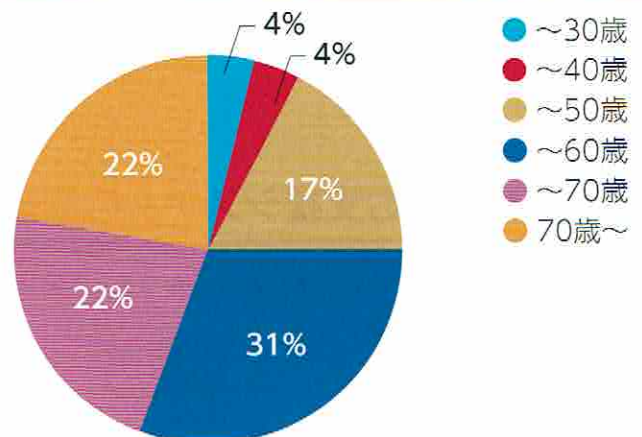
	人数
高齢	9
精神	13
身体	4
刑余者	1
母子	1
被災	1
生活困窮	1
難病	1
合計	31



※複数の障がいのある方を障がいごとにカウントしているため、実数と内訳が異なっています。

【表②】申込者年齢内訳

	人数
～30歳	1
～40歳	1
～50歳	4
～60歳	7
～70歳	5
70歳～	5
合計	23



## 入居後の居住支援

### 見守りサービスの提供(②孤立防止)

#### 実施概要

#### ●随時(見守り)

【実施日】日程調整して順次訪問

【内 容】職員による訪問(訪問時不在の場合は電話連絡にて対応)

#### ●定期的(見守り)

【実施日】平成30年7月、平成30年12月、平成31年2月

【内 容】返信用はがきを発送



見守り訪問



## 生活相談の実施

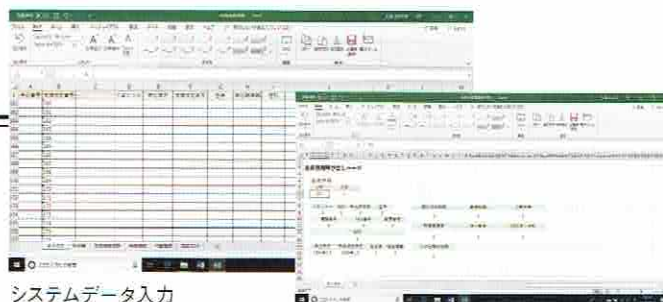
- 会員に対して事務所内や訪問先（本人宅や病院）で随時相談に応じている
- 困難案件についてはケース会議にも出席している

## 支援情報の更新(①入居支援ネットワーク)

- リスク案件から、順次、本人を訪問して、現在の支援情報を確認している

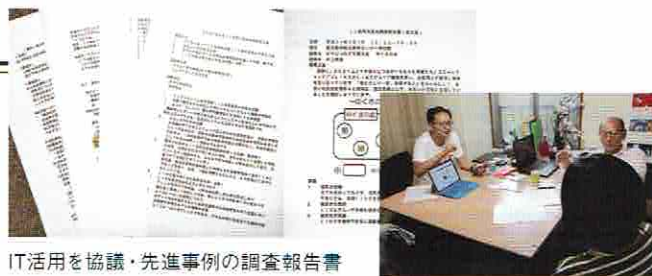
## データベース活用による簡易システムの構築(①入居支援ネットワーク)

- 委託先と協議し、エクセルのデータベースの活用運営ルールを作成中



## 入居後支援におけるIT併用の検討

- 双方向での見守りにおけるIT活用を協議・先進事例の調査を実施



IT活用の打ち合わせ

## 死後事務を含む支援システムの検討

- 先進事例の調査を行ったNPOあんしんコミュニティ岡山と協力システムを検討中



## 年末年始の年越しイベント

- 孤立しがちな高齢者や障がい者と支援者が集い、お互いの状況を知ることができました。

平成30年12月31日～平成31年1月1日

場所／岡山市東古松・サクラソウ（集合住宅前）



シェルター内部（アパートの1室）

# 「みんなが集まる博士の家」共同住宅確保モデル事業

## 古民家の共同利用システムの作成によるサロンの活用モデルの構築(②)

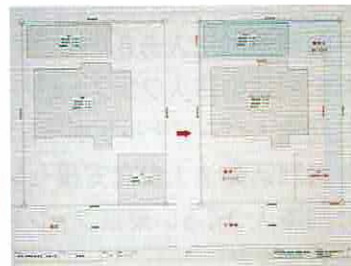
- 委託によりホームページと簡易予約システムを作成
- 他の法人と協力して運営委員会を開いて、利用ルールを作成
- 平成31年1月1日から運営開始（開所イベントは2月3日に実施）



博士の家・運営委員会



検討中の物件



博士の家・開所イベント（平成31年2月3日）



博士の家・ホームページ



博士の家・リーフレット



博士の家・見取り図



# ■ 全国的居住支援ネットワーク事業

## 居住支援全国ネットワーク

居住支援のあり方についての調査研究と、居住支援を全国に普及する活動を行っています。

### 2019年1月1日現在 14団体

特定非営利活動法人あきた結いネット  
特定非営利活動法人ワンファミリー仙台  
一般社団法人パーソナルサポートセンター  
特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会  
一般社団法人つくろい東京ファンド  
株式会社あんど  
特定非営利活動法人わっぱの会  
特定非営利活動法人おかやま入居支援センター  
特定非営利活動法人あまやどり高知  
特定非営利活動法人抱樸  
一般社団法人そーしゃる・おふいす  
一般社団法人生活支援センター結  
特定非営利活動法人大牟田ライフサポートセンター  
特定非営利活動法人やどかりサポート鹿児島



設立総会 平成29年2月18日 / 鹿児島市

全国のあらゆる地域において、障害者、高齢者等あらゆる居住要支援者に対して、連帯保証問題の解決を含め、必要に応じて適切な居住支援が提供される社会を創造するため、全国各地のそれぞれの地域において居住支援を提供している団体（支援付き住居による居住支援を提供している団体を含む）が、居住支援の普及及び発展を目的とする活動を行うとともに、情報交換、交流、相互啓発、研究、調査、啓発活動等を行い、もって、社会の福祉の増進に寄与することを目的として、ここに「居住支援全国ネットワーク」を設立する。

2017年(平成29年)2月18日

設立趣意書より抜粋

# 平成30年度の活動内容

## 1 シンポジウム

### 居住支援シンポジウム in 札幌 2018年9月28日(金)

場 所／市民活動プラザ星園

参 加／国交省、北海道庁、札幌市、道内居住支援法人、  
全国ネット：計34名

まとめ

居住支援法人、行政、民間がどのようにつながりを持ち連携して  
いけるかが課題



札幌会場

### 居住支援シンポジウム in 高知 2018年12月15日(土)

場 所／高知共済会館

参 加／40名

#### 第1部 基調講演

取組状況報告／国交省、高知県、高知市

#### 第2部 パネルディスカッション

コーディネーター

高知県立大学／田中 きよむ氏



高知会場

### 居住支援シンポジウム in 沖縄 2019年2月15日(金)

場 所／沖縄県総合福祉センター

参 加／120名

#### 第1部 基調講演

住まい確保と身寄り問題

(NPOやどかりサポート鹿児島／芝田 淳氏)

支えあいを支える人材育成

(NPO自立支援センターふるさとの会／滝脇 憲氏)



沖縄会場

#### 第2部 パネルディスカッション／(株)レキオスの10年間の活動と、沖縄の現状と意見交換

コーディネーター

沖縄大学福祉文化学科／島村 聡氏

パネリスト

NPOやどかりサポート鹿児島／芝田 淳氏

NPO自立支援センターふるさとの会／滝脇 憲氏

(株)レキオス／下地 雅美氏



## 2 意見交換会・報告会

全国居住支援ネットワークに加盟している団体が各地に出かけて地域の支援団体の担当者と意見を交換しました。(居住支援を全国に普及するという活動の一環)

大阪市／2018年6月4日

名古屋市／2018年6月24日

東京／2018年8月18日

札幌市／2018年9月28日

熊本市／2018年11月9日

福井市／2018年11月23日

船橋市／2018年11月27日

大牟田市／2019年1月18日



意見交換会(札幌市:2018年9月28日)

## 3 普及啓発

福井市のセミナー／2018年11月23日

大牟田市のシンポジウム／2019年1月18日

精神障がい者の居住支援先進地調査(岡山県)／2018年11月26日

名古屋居住支援法人セミナー／2019年1月21日



小規模作業所「つどいの杜 まりも」



小規模作業のほかにサロンを運営し、仲間づくりや居場所を提供(まりも)

NPO法人ひとりの実視察(画像:岡山県居住支援協議会ホームページより)

### ◎2019年への展開

- ・「全国居住支援法人協議会」発足予定
- ・2019年6月29日発足総会と記念シンポジウム
- ・居住支援全国ネットワークから理事1名参加

# 岡山県居住支援協議会と連携した活動

## 岡山県居住支援協議会の活動

### 居住支援団体との交流会

日時／平成30年9月25日(木) 14:00~17:00  
場所／岡山県宅建会館3階会議室

内容

- ①居住支援法人の紹介
- ②被災対応に関する情報の共有、整理
- ③被災を含む今後の対応について



交流会の様子

日時／平成31年2月20日(水) 15:00~17:00  
場所／岡山県宅建会館3階会議室

内容

- ①情報提供(岡山市営住宅の保証人に関する事など)
- ②視察調査先について
  - ・居住支援センタークムレ(社会福祉法人クムレ)
  - ・ふくしネットそうじゃ(総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会)
  - ・特別養護老人ホーム宇甘川荘
  - ・宇治地域まちづくり推進委員会
- ③来年度の活動に向けて

### 平成30年度生活困窮者自立支援事業担当課・支援員等関係機関連絡会／事例検討会 (岡山県・岡山県社会福祉協議会・岡山県居住支援協議会)

日時／平成30年12月18日(火)10:00~15:30  
場所／きらめきプラザ3階301会議室

講師

淑徳大学 総合福祉学部 准教授  
世田谷区生活困窮者自立相談支援センター センター長 山下 興一郎氏



事例発表の様子



グループワーク

### 平成30年度住宅確保要配慮者への住宅斡旋について講演会・交流会 (岡山県居住支援協議会・特定非営利活動法人おかやまUFE)

日時／平成31年1月23日(水) 13:30~17:00  
場所／岡山プラザホテル2階吉備の間

第一部・基調講演

日本社会事業大学教授 井上 由起子氏  
(一級建築士、宅地建物取引士、社会福祉士、博士(工学))

住宅確保要配慮者である住まいの提供にあたり、不動産業者を支える仕組みや医療・福祉との関わり方、地域の中で不動産業者に期待される役割などについての講演。

第一部

全国宅地建物取引業協会連合会 岡崎 卓也氏

全国的に業者の高齢者等の要配慮者の住宅斡旋状況や全宅連で高齢者等の要配慮者入居円滑化マニュアル作成のための検討会を開催している現状報告等。

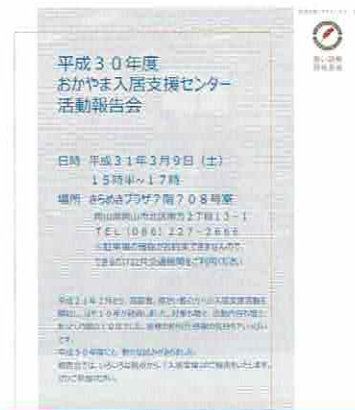
- ワークショップ(交流会)
- 協会会員による事例発表



# ■ おかやま入居支援センター活動報告会

## 30年度の活動報告

平成31年3月9日 場所／岡山市きらめきプラザ



報告会場

お問い合わせ先  
特定非営利活動法人おかやま入居支援センター  
〒700-0021 岡山県岡山市北区2-1  
TEL 086-237-2662 FAX 086-237-2663

チラシ

## パネル展／おかやま入居支援センターの活動の紹介と居住支援活動の啓発

平成30年7月12日～13日 場所／岡山市役所1階ロビー



社会を良くするたしかな一歩



赤い羽根  
福祉基金

第3回赤い羽根福祉基金助成事業

平成30年度 おかやま入居支援センター  
活動報告書

発行日／平成31年3月  
編集・発行／認定NPO法人おかやま入居支援センター